

平成 14 年 3 月 11 日
大磯町告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この技術基準等は、大磯町まちづくり条例施行規則（平成 14 年大磯町規則第 3 号。以下「規則」という。）第 58 条第 7 号に基づき、公共施設等に関し必要な事項を定めるものとする。

(道路等)

第 2 条 道路及び道路の附属施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。

(1) 開発事業区域内の道路施設の設計は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に準拠しなければならない。

(2) 道路

ア 道路線形

安全で円滑な交通を確保するため、車両通行上支障がない場合を除き、原則として直線形とする。

イ 縦断こう配

縦断こう配が変化する箇所には、原則として縦断曲線を設ける。

ウ 横断こう配

(ア) アスファルト舗装等の場合には、1.5 パーセント以上 2 パーセント以下とする。

(イ) 道路の曲線部は、6 パーセント以下の片こう配とする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、片こう配を付さないことができる。

エ 排水施設

原則として内空断面呼び径 300mm 以上の両側側溝とする。ただし、開発事業区域の状況により L 型側溝その他これに類するものとするができる。

オ 舗装

原則としてアスファルト舗装とし、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」に準拠しなければならない。

(ア) 設計 C B R が 3 以上のときの舗装構成は、別表第 1 を標準とする。

(イ) 設計 C B R が 3 未満のときは、協議しなければならない。

(3) 歩道

ア 歩車道分離

歩道は、縁石、防護柵その他これらに類する工作物により、車道から分離する。

イ 舗装等

アスファルト舗装を標準として別表第 2 のとおりとする。この場合において、横断こう配は 2 パーセントを標準とする。

ウ 植樹

歩道幅員が 2.5 メートル以上の場合、協議し、植樹するものとする。

(4) 橋りょう

橋りょうの荷重は、A 活荷重とする。ただし、道路幅員その他特別の理由によりや

むを得ない場合は、この限りでない。

(5) 交通安全施設

ア 防護柵等

(ア) 横断防止柵及びガードレールは、「防護柵設置要綱（社団法人日本道路協会）」に準拠しなければならない。

(イ) 転落防止柵は、1メートル以上の高低差のある箇所に設置し、その高さは1.1メートルを標準とする。

(ウ) 視線誘導標は、反射式視線誘導標を標準とする。

イ 道路照明施設

(ア) 道路照明施設は、「道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）」に準拠しなければならない。

(イ) 照明器具は、原則LED照明の自動点滅器付きとする。

ウ カーブミラー

カーブミラーの構造は、別図第2を標準とする。

(公園施設)

第3条 公園施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。

(1) 舗装

園路及び広場の舗装は、原則として仕上げ厚4センチメートル以上の石灰岩ダスト舗装とする。

(2) 修景施設

ア 公園の緑化率は、30パーセント以上とする。

イ 花壇の形状は、協議しなければならない。

ウ 植栽する樹木は、別表第3を参考とする。

エ 植栽地には、良質土の場合を除き、厚さ30センチメートル以上の土壌改良を行う。

(3) 休憩及び遊戯施設

ア 遊具は、別表第4を参考とする。

イ 公園の規模が1,000平方メートル以上の場合は、協議しなければならない。

(4) 便益施設

ア 原則として1箇所以上の水飲場を設置する。

イ 公園の規模が4,000平方メートル以上の場合は、障害者等の利用に供する便所1箇所以上、男子大・小便器各1基以上、女子大便器1基以上を備えた水洗の便所を設置する。

(5) 管理施設

ア 公園の出入口は、原則として2箇所以上とする。

イ 出入口のうち1箇所は、公園管理車両が通行可能な幅3メートル以上を確保する。

ウ 出入口には、原則として門柱及び車止め（2列）を設置する。

エ 出入口、アプローチ等には、コンクリート舗装、タイル舗装、レンガ舗装等で施工する。

オ 門柱及び主たる出入口には、園名板を設置する。この場合において、園名については、町長の指示するところによる。

カ 公園には、原則として危険防止のため外周に高さ1.1メートル以上のフェンス等の

外柵を設置する。

(6) 給排水施設

- ア 水道の使用量に応じて口径 20 ミリメートル以上の水道管を引き込み、深さ約 15 センチメートルの位置に埋設表示テープを布設する。
- イ 公園の排水施設は、「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル（日本下水道協会神奈川県支部）」に準拠しなければならない。

(7) 照明施設

- ア 照明器具は原則 LED 照明の自動点滅器付きとし、器具の構造は協議しなければならない。
- イ 照明器具の数は別表第 4 とし、公園の規模が 1,000 平方メートル以上の場合、協議しなければならない。
- ウ 配線は地中配管で、その土被りは 60 センチメートルを原則とし、深さ 30 センチメートルの位置に地下埋設表示テープを布設する。

(排水施設等)

第 4 条 排水施設等に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。

- (1) 開発事業区域内の排水施設の設計は、「下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）」及び「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル（日本下水道協会神奈川県支部）」に準拠しなければならない。

(2) 計画汚水量

計画汚水量は、次のとおりとする。この場合において、地下水量は 1 人当たり 80 リットル／日を見込むものとする。

- ア 1 人 1 日平均汚水量 310 リットル／人・日
- イ 1 人 1 日最大汚水量 388 リットル／人・日
- ウ 1 人 1 日時間最大汚水量 581 リットル／人・日

(3) 区域内人口

開発事業による計画人口及び本町計画の 1 ヘクタール当たり計画人口を比較し、大きい値を採用する。

(4) 計画雨水量

- ア 雨水流出量の算出方式（合理式方法）

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$$

$$I = 5,225 / (t + 35) \quad (5 \text{ 年確率})$$

Q：計画雨水量（立方メートル／秒）

C：流出係数

A：排水面積（ヘクタール）

I：降雨強度（ミリメートル／時）

t：流達時間（分）

$$t = t_1 + t_2 \quad t_1：\text{流入時間（分）}$$

$$t_2：\text{流下時間（分）}$$

- イ 流出係数は次のとおりとする。

工種別基礎流出係数の標準値

工 種 別	流出係数
屋根	0.85～0.95
道路	0.80～0.90
その他の不透面	0.75～0.85
水面	1.00
間地	0.10～0.30
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
こう配の緩い山地	0.20～0.40
こう配の急な山地	0.40～0.60

(5) 排水きよ断面

ア 排水きよの断面は、次のとおりとする。

(ア) 汚水排水きよにあつては、計画時間最大汚水量を排除できる断面とする。

(イ) 雨水排水きよにあつては、計画雨水量を排除できる断面とする。

(ウ) 汚水・雨水を合わせた排水きよにあつては、計画時間最大汚水量と計画雨水量を排除できる断面とする。

イ 排水きよの余裕率は、次の表のとおりとする。

種 類	余裕率
汚水管きよ（直径 700 ミリメートル未満）	計画下水量の 100 パーセント
汚水管きよ（直径 700 ミリメートル以上、直径 1,650 ミリメートル未満）	計画下水量の 50 パーセント以上 100 パーセント以下
汚水管きよ（直径 1,650 ミリメートル以上、直径 3,000 ミリメートル以下）	計画下水量の 25 パーセント以上 50 パーセント以下
雨水排水きよ	10～15 パーセント

ウ 排水きよの流水断面積は、円形で満管、く形きよ・開きよ・台形きよで9割水深を標準とする。

エ 流入時間は、7分とする。

オ 流下時間は、排水きよの上流端から算出すべき地点までの流下時間とし、次の式により路線ごとに算出する。

$$\text{流下時間} = \text{各線の延長} / (\text{各線の流速} \times 60)$$

カ 流量の計算はマンニング公式を用いる。

$$Q = A \times V$$

$$V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

Q：流量（立方メートル／秒）

A：面積（平方メートル）

V：流速（メートル／秒）

n：粗度係数 遠心力鉄筋コンクリート管 n=0.013

硬質塩化ビニール管 n=0.010

く形きよ・開きよ n=0.013

R：径深（メートル）=WA/WP

WA：流水断面積（平方メートル）

WP：潤辺長（メートル）

I：こう配

(6) 流速及びこう配

ア 流速は下流に行くに従い漸増させ、こう配は下流に行くに従い緩くすることを原則とする。

イ 汚水管きよの設計流速は、0.6メートル/秒から3メートル/秒までの範囲とする。ただし、汚水管きよを直径200ミリメートルの硬質塩化ビニール管とする場合のこう配は1パーセントを標準とする。

ウ 雨水管きよ及び汚水・雨水を合わせた管きよの設計流速は、0.8メートル/秒から3メートル/秒までの範囲とする。

(7) 管きよの最小管径

最小管径は、原則として、汚水管きよにあつては直径200ミリメートル以上、雨水管きよ及び汚水・雨水を合わせた管きよにあつては直径250ミリメートル以上とする。

(8) 最小土被り

ア 道路については、原則として1.2メートル以上確保する。ただし、国道及び県道については、関係所管と別途協議するものとする。

イ 土圧及び載荷重が管の耐荷力を超える場合は、コンクリート等の巻立て保護をする。

(9) 管きよのステップ

ア マンホールを設ける箇所には2センチメートル以上のステップを設置する。

イ ステップが60センチメートル以上のものは副管を設置し、構造については別図第3を標準とする。

(10) 管きよの管種

ア 直径200ミリメートルから直径250ミリメートルまでは硬質塩化ビニール管とし、直径250ミリメートルを超える場合には協議しなければならない。

イ 国道及び県道については、関係所管と別途協議するものとする。

(11) 管きよの継手

ア ヒューム管 小口径管では、原則としてソケット継手（B形）とする。

イ 硬質塩化ビニール管 下水道用硬質塩化ビニール管ゴム輪継手とする。

(12) 管きよの基礎

ア 管きよの基礎は、耐荷力計算により決定する。この場合において、砂基礎を標準とする。

イ く形きよの基礎は、地盤の許容支持力計算により決定する。この場合において、基礎地盤が不良土の場合は、管底以下を砂で入れ替え、その厚さは10センチメートル以上とする。

(13) 山留め

山留めは、土質・掘削深さ等を考慮して、安全上支障のない構造とする。

(14) マンホール

ア マンホールの設置箇所は、管きよの起点、方向・こう配・管径の変化する箇所、段差の生じる箇所及び管きよの合流する箇所とする。

イ 会合マンホールの角度は、90度以下とする。

- ウ 原則として、小口径においては75メートル以下の間隔でマンホールを設置する。
- エ 原則として、マンホールは製品の0号組立マンホールを標準とする。また、中間マンホールについては、塩ビ製小型マンホールを標準とする。構造は別図第3及び第4を標準とする。
- オ マンホールぶたは大磯町型デザインぶた（別図第5）とし、耐荷力については協議しなければならない。
- カ マンホールぶたは、下流側にマンホールの絵柄が向くように設置する。
- キ 底部には、管きよの状況に応じたインバートを設ける。
- ク マンホール調整部の施工については、無収縮モルタルを使用する。
- ケ マンホールと管きよの接続には、マンホール用可とう継手を使用する。

(15) 汚水ます

- ア 宅地内に設置する汚水ますは、塩ビます（大磯町型ますぶた設置・直径200ミリメートル）を標準とし、構造は別図第6を標準とする。
- イ ます深は、1メートル（流入管側）を標準とする。
- ウ ます設置位置は、官民境界から1メートル以内とする。
- エ 汚水ますと汚水管きよの接続はV型自在継手を用いる。

(16) 取付管

- ア 取付角度は、本管に対して直角とし、本管の中心より上方に取り付ける。
- イ こう配は、1パーセント以上とする。
- ウ 汚水の取付管は、塩化ビニール管直径150ミリメートルを標準とする。
- エ 取付管の支管は、可とう性支管を標準とする。

(17) 排水設備

- ア 公共下水道供用開始区域内に宅内排水設備を設置する場合は、「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル（日本下水道協会神奈川県支部）」に準拠しなければならない。
- イ 公共下水道事業認可区域内で未供用区域に排水設備を設置する場合は、原則として公共下水道の宅内排水設備として使用可能な構造とするものとする。

（消防水利等）

第5条 消防水利等に関する構造その他の技術基準は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 消火栓

- ア 消火栓は口径100ミリメートル以上の水道管に取り付けられ、その放水口は直径65ミリメートルとすること。ただし消火栓の口径が150ミリメートル以上で供給されている水道管から半径180メートル以内の円に包含されていること。かつ取り出す管の口径が75ミリメートル以上でその管に既存の消火栓がない場合及び消火栓の口径が150ミリメートル以上で供給されている管から別口で取り出され設置されている消火栓が2カ所以内である場合はこの限りではない。
- イ 設置場所は、原則として、本町に移管される開発事業区域内の道路で、既設消火栓から100メートル以上の距離を有する場所とする。
- ウ 消火栓の規格及び構造については、神奈川県企業庁水道局と別途協議するものとする。

エ 蓋は、原則として丸型とする。

(2) 防火水槽

ア 構造

- (ア) 現場打ち鉄筋コンクリート製又は二次製品（消防庁長官又は消防庁長官が指名した者が認定したものに限る。）の地下有がい式とし、20トンの荷重に耐え、かつ、漏水のおそれのない構造とし、容量は40立方メートル以上とする。
- (イ) 直径60センチメートル以上の吸管投入口を頂版部に2箇所設け、いずれか一方は点検管理のため、耐食性を有するタラップ等を設ける。
- (ウ) 頂版部に設ける吸管投入口の直下に集水ピットを設け、その大きさは原則として一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上、深さは50センチメートル以上とする。ただし、規定水量以上吸水できる場合はこの限りではない。
- (エ) 水槽底の深さは、ピット部分を除き地表面から4.5メートル以内とする。
- (オ) 防火水槽のふたは、別図第7を標準とする。
- (カ) 建物の基礎（く体）を2槽以上利用した場合は、壁体下部に通水口（直径15センチメートル以上）を、壁体上部に通気口（直径10センチメートル以上）及び一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上の人通口をその下端が底版から50センチメートル以下となるように設ける。
- (キ) 吸管投入口を設けない場合は、導水装置及び点検口を設けること。
- (ク) 前項ア(キ)の場合は、水槽内の水をすべて吸水するために集水ピットを設けることとし、その大きさは原則として縦60センチメートル以上、横100センチメートル以上、深さ50センチメートル以上とすること。ただし、規定水量以上集水できる場合は、この限りでない。（別図第8）
- (ケ) 点検口は、点検に際し支障のない位置とすること。また、点検口に設けるマンホール鉄蓋は、原則として防水型とし、容易に開放できない構造とすること。

イ 採水口

- (ア) 消防ポンプ自動車容易に部署できない場合は、次の採水口を設置する。この場合において、吸管投入口は1箇所とすることができる。
 - a 原則として、20立方メートル当たり1口以上を設けることとし、スタンド型又は壁面埋め込み型とする。
 - b 採水口の高さは、地盤面から0.5メートルから1メートルまでとする。
 - c 採水口の配管は、口径直径100ミリメートルとし、腐食に耐える材質を用いるとともに、取水部は底設ピット内に配管する。
 - d 連結送水管が設置される場合は、送水口の直近に採水口を設ける。
 - e 採水口の材質は、JISH5111（青銅铸件）に適合するもの又は、これと同等以上のものとし、結合部は呼び径75ミリメートルのめねじとし、JISB9912（消防用ねじ式結合金具の結合寸法）に適合すること。
 - f 覆冠を設け、面板等に「採水口」と表示すること。（別図第9）

ウ 導水管

- (ア) 導水管は次によること。
 - a 原則として採水口1口ごとの単独配管（口径100ミリメートル以上）とすること。

- b 標準の消防車を使用して、毎分1立方メートル以上の取水ができるように設計すること。
- c 吸水口は集水ピット内とし、集水ピット底面より20センチメートル程離すこと。吸水口相互間は50センチメートル以上離し、先端に耐食性のストレーナーを設けること。
- d 材質は、JISG 3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又は、これと同等以上のものとする。
- e 架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をすること。
- f 埋設配管する部分は、外面の腐食を防止するため、防食テープ等により措置すること。
- g 必要に応じ「導水管」と表示する。
- h 導水管の横引配管の長さは20メートル以内とする。（別図第10）

エ 通気管

（ア）通気管は次によること。

- a 口径は、100ミリメートル以上とすること。
- b 立ち上げ高さは2メートル以下とし、先端は180度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
- c 材質は、JIS K 6741（硬質塩化ビニール管（VP）及びJIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等のものとする。なお、G 3452を使用する場合は、前ウ（ア）e及びfの例によること。
- d 通気管には、「防火水槽・通気管」と表示すること。

オ 主要構造材料等

現場打ち鉄筋コンクリート製防火水槽の主要構造材料等は、次のとおりとする。

- （ア）コンクリートの圧縮強度（4週圧縮強度）は、24ニュートン／平方ミリメートル以上とする。
- （イ）主鉄筋及び配力鉄筋は、原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋とし、鉄筋量を1,600キログラム以上使用する。
- （ウ）鋼材（鋼板）は、コンクリート被覆又はさび止め処理を施す。
- （エ）頂版等のく体の厚さは、20センチメートル以上とする。

カ 設置場所

設置場所は、消防ポンプ自動車容易に部署できる位置から4メートル以内とする。ただし、やむを得ず盛土部分に設置する場合は、盛土の厚さについて町消防長と協議しなければならない。

（3）消火器

- ア 消火器はABC粉末消火器10型以上とする。
- イ 消火器は町消防長が指定する格納箱に収納する。
- ウ 消火器格納箱は地を赤色とし、見やすい箇所に「消火器」その他町消防長の指示する文字を白色で記入する。
- エ 消火器を設置する位置は、町消防長の指示による。

（4）消防水利位置標示

- ア 消火栓は別図第11とし、ラインの色は黄色とする。

イ 防火水槽のふた部は、黄色に塗装する。

(5) 消防水利標識

ア 消防水利標識は、当該消防水利から5メートル以内に設置する。この場合において、標識を容易に確認でき、消防活動に支障のない位置とする。

イ 消防水利標識の構造は、次の表によるもののほか、別図第12によるものとし、その貯水量を標識板の下部に記入する。

種別	名称	材 料	ペイント	備 考
防火 水槽・ 消 火 栓	標 識 板	耐食アルミニウム合 金製 575 型 (支柱用) 縁曲げ加工	地は、赤色 標示文字及び縁は、 白色 全面反射式	—
消防 水利		スライド式補強材 2本引	地は、青色 標示文字及び縁は、 白色 枠は、赤色 全面反射式	消防法施行規則（昭 和 36 年自治省令第 6号）第34条の2に よるものとする。
防火 水槽・ 消防 水利・ 消 火 栓	ポ ー ル	直径60.5ミリメー トル、長さ3メー トル以上の耐食アルミニ ウム合金製	—	埋設部には、アンカ ーを取り付ける。 ポールの頂頭部には 塩化ビニール製キャ ップを取り付ける。
	バ ン ド 取 付	直径60.5ミリメー トル用スモーカー金具	—	—

(6) 指定消防水利

事業者が管理する防火水槽が、消防法（昭和23年法律第186号）第21条に規定する消防水利に指定されることを承諾するものにあつては、承諾する旨を文書で町消防長に提出する。

(7) 検査

防火水槽は、配筋検査（現場打ちの場合）、内寸検査、水張り検査（水槽を満水にした後、1週間ごとの水位を4週間分記録して提出する）後、揚水検査を実施して完了とする。

(8) 消防活動用空地

ア はしご消防自動車が進入及び活動するために必要な地盤の強度は、20トンの荷重に耐えるものとする。

イ 道路と開発事業区域に高低差がある場合は、スロープで消防ポンプ自動車及びはしご消防自動車容易に進入、伸ていできる構造とし、進入こう配は12.27パーセント（7度）以下、はしご消防自動車の伸ていこう配は5.24パーセント（3度）以下とする。

ウ 消防活動用空地は幅6メートル、長さ12メートルを確保する。

エ 消防活動用空地と建築物の壁面との間には、当該建築物の高さに応じて必要な距離（以下、「離隔距離という」）を確保する。この場合において、建築物の高さが15メートル以下のときは距離を2メートルとし、その高さが3メートル増すごとに、距離を1メートル追加する。ただし、距離の最高限度は8メートルとする。なお、建築物の壁面にバルコニー又は庇がある場合は、バルコニー又は庇からの距離とする。また離隔距離及び消防用活動空地の上空には、はしご車のはしご伸てい及び旋回に支障となる障害物を設けないものとする。

オ 所在標示は、原則として、消防活動用空地を黄色焼付塗装で枠取りし、枠内は白色焼付塗装のゼブララインで標示する。この場合において、いずれのラインも幅は15センチメートル（ガラスビーズ15パーセント含有で厚さ1.5ミリメートル）とし、ゼブララインの間隔は2メートルとする。

カ 所在看板は、別図第13を標準とする。

（ごみ集積所）

第6条 ごみ集積所に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。ただし、地形等によりこれによることが困難である場合は、協議しなければならない。

（1） ごみ集積所は、高さがおおむね1メートルの重量コンクリートブロック等で3方向を囲うものとする。

（2） ごみ集積所の底盤はコンクリート打ち金ゴテ仕上げとし、その水こう配は2パーセントとする。

（防犯灯）

第7条 防犯灯に関する構造その他の技術基準は、大磯町防犯灯設置基準に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月30日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日告示第24号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月3日告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月12日告示第17号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日告示第40号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

設計CBRが3以上の道路の舗装構成

		大型車の交通量 (単位: 台/日)			
		少ない支道	100未満 (L交通)	100~ 250 (A交通)	250~ 1,000 (B交通)
表層		t = 5 cm (密粒度)			
基層		—	—	—	t = 5 cm (粗粒度)
路盤	上層	t = 10cm (M-40又は RM-40) (一層転圧)	t = 15cm (M-40又は RM-40) (一層転圧)	t = 15cm (M-40又は RM-40) (一層転圧)	t = 25cm (M-40又は RM-40) (二層転圧)
	下層	t = 15cm (C-40又は RC-40) (一層転圧)	t = 20cm (C-40又は RC-40) (二層転圧)	t = 35cm (C-40又は RC-40) (三層転圧)	t = 30cm (C-40又は RC-40) (二層転圧)

備考 表層及び基層は、加熱アスファルト混合物とする。

別表第2 (第2条関係)

歩道の舗装構成

	標準の場合	切り下げの場合	
		普通車	大型車
表層	t = 4 cm (開粒度)	t = 5 cm (開粒度)	t = 5 cm (細粒度)
基層	—	—	t = 5 cm (細粒度)
路盤	t = 10cm (C-40又はRC-40)	t = 20cm (C-40又はRC-40)	t = 30cm (C-40又はRC-40)
フィルター層	t = 10cm (砂層)	t = 10cm (砂層)	—

備考 表層を開粒度とする場合には、路盤面のプライムコートは施工しない。

別表第3（第3条関係）

植樹樹木一覧表

樹種	樹木名	備考
グラウンド カバー プランツ	アベリア エドワードゴイチャ イカリソウ オオキンケイギク ギボウシ コクチナシ シバザクラ シャスターデージ シュッコンバーベナ シュッコンフロックス セイヨウイワナンテン タマリユウ ナギイカダ ヒペリカムカリシナム フィリフェラオーレア ヘメロカリス ヤブコウジ ロノセラニチダ	
グラウンド カバー プランツ (つる性)	スイカズラ ツキヌキニンドウ（ヘックロッティ） テイカカズラ ビナンカズラ	パーゴラを設置した場合に日除けとして使用
常緑低木	クチナシ ツツジ類 ハマヒサカキ	
落葉低木	ウメモドキ キンシバイ コデマリ タニウツギ	
常緑高木	アラカシ ウスギンモクセイ キンモクセイ シラカシ ネズミモチ ホルトノキ モッコク ヤブツバキ ヤマモモ ユズリハ	
落葉高木	イロハモミジ ケヤキ コナラ ナツツバキ ヒメシャラ ムクノキ	

別表第4（第3条関係）

標準公園施設

1 公園面積 180㎡以上 500㎡未満

工 種	内 容
遊戯施設	すべり台 スプリング遊具等小学生未満の子供が遊べる遊具 砂場（排水施設必要）
休憩施設	ベンチ2基以上
照明器具	1基又は2基

2 公園面積 500㎡以上 1,000㎡未満

工 種	内 容
遊戯施設	ブランコ（2連） 鉄棒（3連以上） すべり台 〈以上の遊具を備えたコンビネーション遊具の使用も可〉 スプリング遊具等小学生未満の子供が遊べる遊具 砂場（排水施設必要）
休憩施設	ベンチ4基以上
その他施設	広場
照明器具	2基又は3基

